

深堀遼太郎君 博士（商学）学位請求論文 審査報告

1. 論文タイトル

育児・介護の制度変更と就業行動への影響

2. 論文の構成と特徴

深堀遼太郎君の学位請求論文は、以下のように、第1章の「はじめに」と第7章の「おわりに」のほか、学術研究を収録した第2章から第6章から構成されている。

第1章 はじめに

第2章 育児休業取得による継続就業者の属性

第3章 正規就業女性の育児休業期間に関する要因分析

第4章 短時間勤務制度普及と育児女性の離職

第5章 要介護家族の発生が中高年の就業、主観的健康、生活満足度に与える影響

第6章 近年の介護保険制度の改正が就業、主観的健康、生活満足度を与えた影響

第7章 おわりに

このうち、第2章から第4章の3つの章は、育児と就業の関係について検証したものである。育児休業制度や短時間勤務制度が女性の就業をどの程度促進したかを明らかにするとともに、育児休業期間がどのような要因によって決まるかを解明している。また、第5章と第6章の2つの章は、介護と就業の関係を検証したものである。それぞれ、介護による就業抑制効果の有無や介護保険制度の導入・改正による就業抑制効果の変化を明らかにしている。

少子高齢化による労働供給制約が深刻化する中、女性や中高年層の就業機会を増やし、多様な人材とスキルを活用していけるかは、今後の日本経済にとって重要な課題である。この課題に対して、深堀君の論文は、育児や介護といった家計のライフイベントによる就業抑制の度合いをいかに小さくできるかという問題意識を持って、現状を解明するとともに、政府や企業による政策・施策の効果を多角的に測定している。各分析では、理論的背景を考察したのち、個々人を長期間追跡調査した家計パネル調査から得られる個票パネルデータを用いて、応用ミクロ経済学の実証分析アプローチによって各種の推計を実施している。こうした育児・介護と就業といったテーマ設定と個票パネルデータを用いた政策評価・就業行動分析が本論文の大きな特徴といえる。

3. 分析の概要

第2章では、育児休業制度が女性の継続就業に与える影響に関して検証を行った。2014年に改正された育児・介護休業法によって、一定の要件を満たした有期契約労働者にも育児休業が認められるようになり、非正規就業者の一部にも育児休業の取得が可能になった。そこで、正規就業者と非正規就業者の比較をしながら、育児休業の取得や離職に関する行動を検証した。分析では、厚生労働省の実施している「21世紀成年者縦断調査」の個票パネルデータを用いて、「育児休業を取得せずに継続就業」「育児休業を取得して継続就業」「離職」の3つの選択肢の中から1つを女性が選択する多項プロビットモデルを推計している。その結果、育児休業制度によって継続就業が促進される度合いは正規就業者よりも非正規就業者のほうが小さいことなどを明らかにしている。

第3章では、引き続き「21世紀成年者縦断調査」の個票パネルデータを用いて、正規就業者の育児休業の利用期間がどのような要因によって規定されているかを検証している。分析には、育児休業期間に関する情報を被説明変数として、順序ロジットモデルとトービットモデルを推計している。推計の結果、勤務先に事業内託児施設があると育児休業期間は短くなる一方で、通勤時間が長い人や勤続年数が長い人、早生まれの子どもを持つ人ほど、育児休業期間が長くなる傾向があることを明らかにした。

第4章では、育児中の短時間勤務制度の効果について分析している。2009年6月に育児・介護休業法が改正され、育児中の短時間勤務制度の設置が企業に義務付けられるようになった。そこで、企業における短時間勤務制度の設置が、就業と育児の両立に役立ち、どの程度離職を抑制するとともに、就業女性の主観的厚生を高めるかを検証した。分析にあたって、まず、労働時間の調整に制約がある就業選択モデルを考察し、短時間勤務制度の利用によってフルタイム就業の継続が行われやすくなるメカニズムを理論的に明らかにしている。次に、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが実施している「日本家計パネル調査」の個票パネルデータを用いて、離職と出産に関する二変数プロビットモデルと主観的厚生に関する変量効果モデル・固定効果モデルを推計している。推計の結果、短時間勤務制度の導入は就業女性の離職を抑制する効果は必ずしも見出せないものの、夫が長時間労働である家計ほど、認可保育所の入所選考基準を満たし、保育料を低く抑えられ、保育施設を利用しやすく、結果的に妻の離職が抑制されやすい傾向にあることが示された。また、主観的厚生には短時間勤務制度の導入の影響は見られないことも明らかになった。

第5章では、介護と就業の関係に焦点を当て、家族に介護が必要な人がいると就業が抑制されるのか、また、2000年の介護保険制度の導入によって介護と就業の関係性が変化したのかを分析している。分析には、ニッセイ基礎研究所が実施している「暮らしと生活設計に関する調査（中高年パネル調査）」の個票パネルデータを用いて、まず、線形確率モデルを推計することで要介護者の存在によって就業や労働時間などが抑制されるのかを検証し、次に、傾向スコアを用いた差の差の分析（DID分析）を実施している。分析の結果、家計内に介護が必要な家族がいると男女ともに労働参加が抑制されることや、男性では労働時

間の短縮ではなく仕事を辞める行動を取りやすいことなどが示された。また、2000年の介護保険制度導入後も、こうした介護の就業抑制効果は軽減されていないため、必ずしも介護保険制度の就業抑制を解消する効果は見出せないことも明らかにされた。

第6章では、引き続き介護と就業に関係を扱っており、2004年の介護保険法の改正によって、一部の人の介護保険費の自己負担が1割から2割に増加したことで、子どもの労働時間や就業にどのような変化があったかを検証している。分析には「日本家計パネル調査」の個票パネルデータを用いており、前章と同様のDID推計を変量効果モデル・固定効果モデル・トービットモデルなどと組み合わせた検証を行っている。推計の結果、女性の場合、制度変更の影響はまったく確認できず、男性の場合も、就業抑制の傾向あるもののほとんど確認することが出来ないことが示された。また、生活満足度については男女ともに影響を受けていないが、主観的健康度については、女性のみ影響が確認でき、健康度が悪化していることが示された。

4. 総合評価

超高齢社会において多様な労働力を多様な形で活用できるかが問われる中、本論文は、育児と介護による就業抑制という古くて新しい研究テーマに焦点を当てており、博士論文として集中的に研究するに値する重要なテーマ設定が行われている。さらに、日本では、育児・介護と就業の両立に対して、育児休業制度や介護保険制度といった政府による法的な支援が改正を重ねながらなされてきた。よって、育児・介護と就業の両立支援の政策評価分析を実施することの重要性は高く、より効果的な制度設計を行うためのエビデンスを見出すことは、エビデンスにもとづく政策運営（Evidence-based policy）にも資する点で高く評価できる。実際、本論文の分析からは、育児休業制度による就業支援の効果が非正規雇用で遅れていることや、早生まれの子どもを母親ほど育児休業後の職場復帰のタイミングが遅くなる傾向があること、職場復帰のタイミングについては、復帰後の働き方の整備や保育所入所との接合性が重要であること、介護保険制度は家族介護の負担を解消して就業を促進するほどの効果は見出せないことなど、政策含意に直結する重要かつ新たなエビデンスが導出されている。

また、本論文では、一貫して個票パネルデータを用いて経年変化を補足する分析を心掛けており、分析目的に応じて適切なパネルデータを選択できている。分析アプローチについても、利用データや得られる情報に即した応用マイクロ計量分析の推計手法を適切に適用できている。育児や介護といったライフイベントの発生前後の変化を正確に捉えるには、パネルデータと応用マイクロ計量分析の推計手法の活用が必要不可欠であり、そうすることで本論文の学術的価値が高いものになっている。

ただし、本論文においても、改善すべき点は存在する。まず、各章の分析では先行研究による理論モデルを踏まえ、可能な限り経済理論を念頭においているとはいえ、育児休業制度や介護休業制度が織り込まれた理論モデルをもとに経済主体行動を捉えるには至っていない

い。育児・介護・就業といった相互に影響しあう経済主体行動に対する政策介入の効果を本質的に明らかにするには、構造モデルにもとづく構造推計手法の適用などを試みることも重要といえる。

次に、育児・介護と就業の両立を研究する際には、政府や企業による政策・施策だけでなく、夫婦や家族内での金銭的・人的な負担・分担のあり方にも焦点を当てるべきであるが、本論文では必ずしも十分な分析がなされているとは言い難い。特に、就業者の親は健康であれば育児を支援する立場として、また、健康を損ねていれば介護の対象となる立場として、役割は大きく変わるものである。少子高齢化が進行する中で、世代を超えた金銭的・人的な移転・支援の望ましいあり方を模索することはきわめて重要であり、政府や企業による制度設計を議論する際にも、こうした点は避けては通れないといえる。

さらに、本論文では、検証の結果、育児・介護制度改革が目指した成果が必ずしも確認されないものが多く存在することが指摘されている。このファクトファインディング自身、本論文の重要な研究貢献であるが、今後、さらに一步突っ込んで、なぜ、いまの制度改革は成果を生んでいないのか、さらには成果を上げるためには、どのような改革、対応が必要なのかを検討することも期待される。

このほか、本論文での分析の一部では、年齢や勤続年数を稼得力や交渉力の代理指標として用いるが、この想定は労働者の属性によっては必ずしも正しくない可能性もあり、労働者の異質性をより丁寧に考慮した分析も必要といえる。

5. 結論

こうした改善点は、今後のデータの蓄積や分析手法の発展とともに、深堀君自身の研究によって着実に克服されるものと予想され、また、上で述べたような本論文の持つ高い学術的価値を損なうものではない。よって、深堀君によって提出された学位請求論文「育児・介護の制度変更と就業行動への影響」と学識は、同君に博士（商学）の学位を付与するにふさわしいと審査委員一同判断する。

平成 31 年 1 月 10 日

主査 慶應義塾大学商学部教授
副査 慶應義塾大学商学研究科特任教授
副査 慶應義塾大学商学部教授

山本 勲
樋口美雄
八代充史

